

事務連絡
令和2年6月8日

高齢者施設（入所施設）を運営する法人 代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局
長寿社会課長

高齢者の入所施設における感染者発生時の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、他の都道府県では、介護老人保健施設等の高齢者の入所施設での感染も確認され、クラスターも発生しているところです。本県では、感染者が確認された際には、まずは当該感染者の発生した保健医療圏域内の入院調整を保健所長が行っており、圏域を越える入院調整が必要になった場合には、県庁に設置されている「新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター」が調整を行う体制を整えていますが、高齢者に感染が確認された場合には、その特性を踏まえた特別な配慮が必要となることから、入所施設での感染発生時の対応について整理しましたので、ご了知下さい。

記

- 高齢者については、基礎疾患有する者も多く、重症化するリスクが高い特性があることから、仮に施設の入所者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、無症状・軽症者（以下「軽症者等」）であっても宿泊施設等での療養の対象とせず、医療機関への入院が原則である。
- ※ ただし、地域での発生及び病床等の状況により入院に調整を要する場合は、入院調整までの一時的な期間について、施設内での入所継続を行う場合があり得る。そのような場合には、感染拡大を防止するためのゾーニングや入所者・職員の健康管理について、保健所の指示に従って対応することが必要であるため、各施設では感染者が発生する前の段階から検討しておくことが望ましい。
- 外出行動を繰り返すなど療養環境上配慮を要する認知症の高齢者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、医療機関における介護面での十分な対応が困難であるため、例外的に、保健所長の判断の上で、軽症者等である場合は施設内での療養を行うことを検討する。入院が必要な状態（中等症・重症）になった場合の対応については、各圏域において、事前に保健所長を中心に受け入れ医療機関の整備を行うことが必要である。
- 施設内でクラスター（5人以上を目安）が発生した場合であっても、入院対応が原則であるが、地域の病床の状況によっては、以下のようないくつかの対応を検討する。
 - ① 地域の病床数が確保可能であれば、施設内での療養を継続する。
 - ② 地域の病床数が確保不可能で、施設内での療養が困難な場合は、保健所長の判断の上で、施設内での療養を行う。
 - ③ 地域の病床数が確保不可能で、施設内での療養が困難な場合は、入院を行う。

- 医療提供施設（介護老人保健施設、介護医療院）では、例えば一定数以上の患者が発生した場合などには保健所長の判断の上で、軽症者等については入院を経ずに施設内での療養を行う。なお、医師・看護師が配置されているとはいえ、感染症への十分な対応が必ずしもできるわけではないため、施設内の感染防止対策、施設内療養者への対応のために、施設長は医師・看護師等の応援派遣の協力を事前に検討する。
- 医療提供施設ではない施設（特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム等）では、特段の事情がない限り継続的な施設内療養は行わない。